



男女平等推進センター 『アスカーラ』 (大野城まどかぴあ 3階)

アスカーラとは？

大野城まどかぴあ男女平等センター「アスカーラ」は、あらゆる分野で男女が共に活動し、生き生きと生活できる社会を実現するための拠点です。

どんなことをしているの？

男女共同参画のイベント、男女平等意識を高めるための企業や個人に対する啓発講座、相談事業や再就職支援など、それぞれのライフステージにあった事業を展開しています。

そのほか、キッズルームの運営や男女共同参画に関する図書の閲覧・貸し出しも行っていますので、お気軽にお越しください！

アスカーラの情報を知るには？

アスカーラ情報誌「すてっぷ」やまどかぴあホームページ、Instagramなどで情報発信しています。



アスカーラホームページ



Instagram

フォロー
してね！



ひとりで抱え込まず、
まずは相談してみませんか

まどかぴあ相談室

男女平等推進センター
『アスカーラ』



電話受付

092-586-4035

(月～金曜日 9:00～17:00)



各種相談予約受付(24時間)



※毎月第1・3水曜日(祝日の場合はその翌日)、
12月28日～1月4日は大野城まどかぴあ休館日の
ため相談は全てお休みです。

※託児あり(1週間前(1週間前が土日祝・休館日に
あたる場合は直前の平日17時)までに
要予約・満10ヶ月～小学校就学前・1回300円)

あなたらしく、わたしらしく 令和7年2月発行

発行・アンケート送付先／大野城市人権男女共同参画課

大野城市曙町2丁目2番1号 TEL 092-580-1840 FAX 092-574-2053

大野城市男女共同参画啓発冊子



あなたらしく、
わたしらしく

性の多様性について考えてみませんか

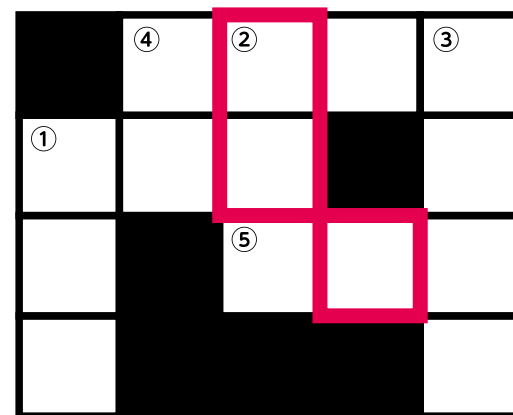
クロスワードでクイズに チャレンジ！

【縦のカギ】

- ①乙金東にある6世紀後半～7世紀の古墳群。
「善〇〇〇古墳群」
- ②人間として幸せに生きていくための権利。
「ヒューマン・〇〇〇」
- ③10月の第2月曜日の休日。「〇〇〇〇の日」

【横のカギ】

- ①令和6年3月に大型遊具が新しくなった市の公園。「〇〇〇の森中央公園」
- ④からだの性とこころの性が一致しない人。「〇〇〇〇・ジェンダー」
- ⑤団体旅行に添乗して旅行者のサポートをする人。
「〇〇〇コンダクター」



クイズ

□を組み合わせて文字を完成させよう！



(ヒント)

LGBTQ+を理解し、
支援する人「〇〇〇」になろう！

クロスワードと
クイズのこたえ



さらに、インターネットでアンケートに
答えてプレゼントをもらおう！

※インターネット環境がない方は、こたえとアンケート用紙をお送りしますので、市人権男女共同参画課(☎092-580-1840)へお尋ねください。

性の多様性について考えてみよう

男性と女性だけではない、性のあり方

性のあり方って、男と女だけじゃないの？って思いませんか。

日本におけるLGBTQ+の人の割合は、民間の調査では約5～10%、10～20人に一人といわれています。これは、血液型がAB型の人や、左利きの人の割合とほぼ同じ程度。気付いていないだけで、家族、学校、職場などで既に出会っているかもしれません。



好きになる性

性的指向

恋愛感情または性的感情の対象となる性別
例) 異性愛、同性愛、両性愛、全ての性別、無性愛など



表現する性

性別表現

どのような服装やしぐさ、言葉遣いをするか
こころの性と一致する場合、一致しない場合もある



こころの性

性自認

自分自身の性についてどう捉えているか
「男性」「女性」「どちらでもない」「どちらでもある」など



からだの性

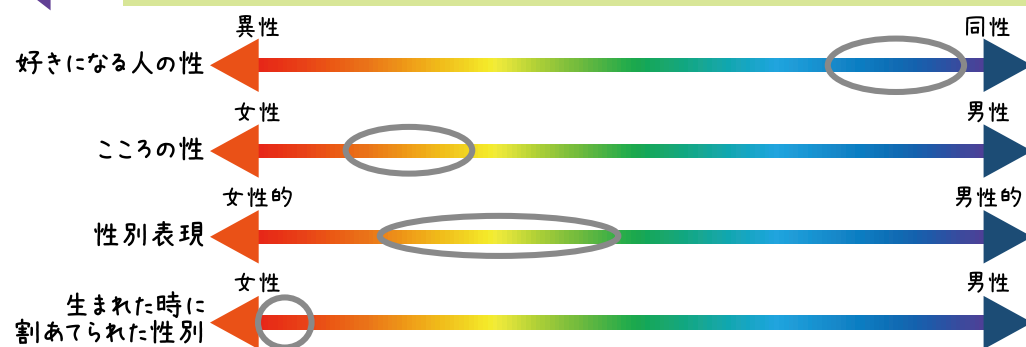
身体的性別

出生時におけるからだの性的特徴に基づく性別



私たちの「性のあり方」は、4つの要素が組み合わさった多様なものです。その組み合わせは人それぞれで、まさに人の数だけ違いがあります。

「あなた自身の性のあり方」に○をつけてみませんか？
新しい自分を発見するきっかけになるかもしれません



たとえば、
こんな方が
います

※この冊子では、性的少数者の表現を、LGBTQ+で統一しています。

また、この冊子ではLGBTQ+に関する代表的な事項を記載しており、ここに記載している他にも多様なあり方があります。

LGBTQ+とは

専門医は、性自認や性指向は本人の意思や指導で変えられるものではなく、無理に変えようとすると深刻な心の傷や健康への影響を引き起こすことがあると述べています。

LGBTQ+とは、性的少数者を表す総称のひとつで、L(レズビアン)、G(ゲイ)、B(バイセクシュアル)、T(トランスジェンダー)、Q(クエスチョニング・クイア)、+(プラス)の頭文字をとっています。

性的指向

性自認

L

レズビアン Lesbian

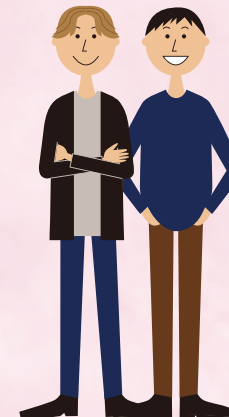
女性として女性を好きになる人



G

ゲイ Gay

男性として男性を好きになる人



B

バイセクシュアル Bisexual

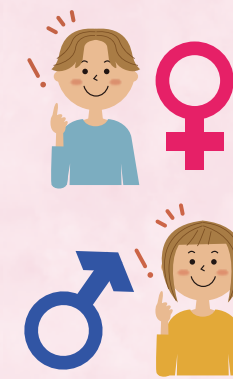
男性も女性も好きになる人



T

トランスジェンダー Transgender

生まれたときに割り当てられた性別と性自認が違う人(※性別不合を含む)



性的指向・性自認

Q

クエスチョニング Questioning

性のあり方を決められない人、わからない人

+

プラス Plus

多様な性でLGBTQに当てはまらない人

クイア Queer

多様な性のあり方を包括的に表す言葉



+プラスには多様な人々があります

【Xジェンダー (X-gender)】
【ノンバイナリー (Non-binary)】
性自認が男性・女性に二分できない人

【アロマンティック (Aromantic)】
他者に対して恋愛感情が湧かない人

【アセクシュアル (Asexual)】
無性愛者。恋愛感情の有無に関係なく、
他者に対して性的感情を抱かない人

※このほかにも、様々な性のあり方があります。

※1980年代に「性同一性障害」という名称が使われ始めましたが、2018年にWHOが「性別不合」とし精神障がいから除外しました。また、1990年にもWHOが「同性愛」を精神障がいから除外しました。これらのことから「性の違和感」や「性的指向」は「精神の障がいではない」と国際的に示されました。

それぞれの人にとって「自然」「当たり前」であることをお互いに受け入れ、認め合い、尊重しあうことが大切です。

「一人ひとりの違いを尊重し合えるまちへ」

「私たちの違いが交わることで、新しい価値や豊かな未来が生まれます。多様性を大切にし、誰もが自分らしく輝けるまちを一緒に創っていきましょう！」

～生活の中で困っていること～

LGBTQ+の人たちの多くは、世の中の「無意識の偏見や差別」に苦しんでいます。LGBTQ+であることを「誰にも伝えていない」と答えた当事者は78.8%という調査もあります。

「本当のことを伝えたら仲間はずれにされる」「バレたら離職?」「バレたらここには住めない」など、社会からの孤立を恐れ、家族にさえも言えず、一人で苦しんでいる人もいます。

学校で

- 性自認とは異なるトイレや更衣室を利用したり、制服を着ることが苦痛
- 「気持ち悪い」などとからかわれたり、いじめられたりする
- いじめによる心の傷やストレスで、学校に行くことができない



日常生活で

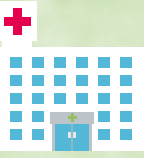
- 各種手続きの際、性別欄への記載は戸籍上の性別か自認している性別が悩む
- 不動産契約の際に、同性パートナーでは入居できないことがある
- 各種サービスの家族割や夫婦割が、家族でないことを理由に受けられない

就職時や職場で

- 性的指向や性自認を理由に、内定を取消されたり、辞職を強要されたりする
- 職場の理解がないため、転職を繰り返し、非正規雇用となり経済的に困窮する
- 多様な性について適切な情報が得られず、相談できる場所がない

病院で

- 病院などでフルネームと呼ばれ、外見とのギャップで他の人からじろじろ見られる
- 病院にパートナーが入院したときに、家族と認められず、説明を受けられなかったり、手術の同意ができなかったりする
- 入院時、性自認とは異なる性別の病室になったり、個室利用のため経済的負担が大きい



LGBTQ+の人たちの中には、身体障がいや神経発達症(発達障がい)、外国人であるなど、他のマイノリティ性を持っているダブルマイノリティ・トリプルマイノリティの人がいます。複数のマイノリティ性を抱えることで、生きづらさや困難がより大きくなります。

災害時・避難所では、困りごとが深刻になることも！

災害時や避難所では、誰もが不便や我慢を強いられます。LGBTQ+の人は、周囲の人に知られていないことから、より困難を抱えることがあります。

- 支援物資が登録されている性別で配布され、性自認にあった衣類等が入手できない
- 避難所のトイレや更衣室、入浴設備が男女別しかなく、利用がしにくい、できない
- 性別移行の治療に必要な性ホルモン剤がないため、治療を中断しないといけなくなり、体調が悪化した
- 避難所で同性パートナーの所在を確認しようとしたら、親族でないことを理由に情報提供を拒まれる
- 周囲の目が気になり、避難所で同性パートナーと一緒にいることができず、不安な日々を過ごす



大野城市では

「福岡県パートナーシップ宣誓制度」

に協力しています！

福岡県では、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる環境づくりのため、令和4年4月から、パートナーシップ宣誓制度を開始しました。

パートナーシップ宣誓制度とは？

双方または一方がLGBTQ+であるカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを誓う「宣誓書」を県に提出し、県は、「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する制度です。

この制度により、LGBTQ+のカップルが、県営住宅への入居申込など、県の行政サービスを受けられるようになります。

詳しくは、県のホームページで確認してください。



福岡県パートナーシップ宣誓制度について▶



宣誓制度への協力

市ではこの宣誓制度の開始当初から協力しており、LGBTQ+の人も、県の「パートナーシップ宣言書受領証カード」を提示することで、夫婦・家族と同様に、一部の市の行政サービスを利用できます。



利用できる市の行政サービス	利用方法
市営住宅の入居申込	財産管理課
障がいのある方に対する軽自動車税減免申請	市税課
要介護認定申請	介護支援課
生活保護申請	生活支援課
災害弔慰金等(市要綱に基づくもの)申請	危機管理課
母子健康手帳の交付	こども家庭センター
マタニティクラス(母親教室)育児コースへの参加申込	こども家庭センター
すくすく子育て教室(両親教室)への参加申込	こども家庭センター
保育所の入所申込・送迎	子育て支援課
Onojo放課後こども事業ランドセルクラブの入所申込・送迎	教育振興課
指定学校変更の申請、区域外就学の申請	教育振興課

～ALLY (アライ=味方) になろう～

アライとは、同盟・支援者を意味する英語のAllyが語源で、LGBTQ+のことを理解し、支援する人のことを指します。LGBTQ+の人も生きやすい社会にするために、アライの存在はとても重要です。

6色のレインボーカラーは、性の多様性を表しており、LGBTQ+のシンボルカラーとなっていて、このカラーのものを身に着けることで、LGBTQ+への理解・支援の気持ちを示すことができます。

ただし、アライ宣言をする際には、正しい知識を持つことが大切です。『理解しているつもり』が一番怖いということを心に留め、研修を受けて理解を深めるとともに、思いやりを持った行動を心掛けましょう。

アライになることで地域や社会全体をより豊かで温かい場所に変えていく力となり、多様性を尊重する社会を築く大きな一歩になります。

また、周囲に一人でも理解者がいれば、死にたい気持ちをもつLGBTQ+の子どもたちは30%減ると言われています。



～アライとして今日からできること～

あなたの小さな意識と行動が、周囲に大きな安心感を与え、誰もが安心して自分らしく過ごせる環境づくりに貢献できます。

- LGBTQ+を笑いのネタにしたり、からかったり、いじめたりしない。
- 『ホモ』『オカマ』など差別的な言葉は使わず、正しく『ゲイ』や『レズビアン』などの思いやりを持った言葉遣いや行動を心がける
- LGBTQ+に関する正しい知識を共有し、学校や職場での無意識の偏見を減らす努力をする。
- 初対面の人に対して、異性愛の結婚や子育てを前提とせず、性別にとらわれない言葉遣いやその人自身を尊重した言葉を意識する。
彼氏・彼女を「パートナー」、お父さん・お母さんを「保護者の方」、娘さん・息子さんを「お子さん」、男らしい・女らしいではなく「〇〇さんらしい」など、相手が望んでる接し方、呼ばれ方を知ることが重要です。



特に大事な二つのこと

●カミングアウトさせない

本人の意思を無視して、LGBTQ+であることを無理に告白させないようにしましょう。

カミングアウトをする・しないは本人の自由、その人が話したいタイミングで行うものです。

もし、カミングアウトされたら信頼されている証拠です。否定せず、肯定的に受け止めましょう。



●アウティングしない

個人情報保護のため「カミングアウトされた場合」や「業務上知り得たこと」など、「自分の家族に対して」でも、本人の同意がないままに「その人の性のあり方」などを勝手に誰かに話さず、何をどこまで話していいのか必ず本人に確認しましょう。

アウティングは時に「いのちの危険」を及ぼすことがあります。アウティングをされて悩んでいる場合は専門の窓口へご相談ください。(県のレインボーガイドブック参照)



ひとりで悩まず、まずご相談ください。

大野城市の相談窓口

(開所時間:平日8:30～17:00)

人権・DV相談

人権男女共同参画課 580-1840

妊娠・出産・子育て(未就学児)の相談

こども家庭センター(子育て世代包括支援センター)
580-1978

子どもの発達相談

子ども療育支援センター
(すこやか交流プラザ新館3F) 582-2760

子ども(18歳未満)の相談

子ども相談センター 585-2460

小・中学生の相談

教育サポートセンター 580-1877

こころの相談

健康課(すこやか交流プラザ1F)
501-2222

高齢者の相談

すこやか長寿課(基幹型地域包括支援センター)
501-2306

障がい者の相談

福祉サービス課 580-1852

生活困窮相談

福祉サービス課 580-1961

商品購入や契約トラブルなど消費生活相談

消費生活センター 580-1968
※相談時間:平日9:30～16:30(12:00～13:00除く)

福岡県、その他

LGBTQ+ (性的少数者) に関する相談

LGBTの方のDV被害者相談ホットライン
080-2701-5461
(第1日14:00～17:00 第3水18:00～21:00/祝日・年末年始を除く)

LGBT無料電話法律相談(福岡県弁護士会)
070-7655-1698
(毎月第2木・第4土 12:00～16:00)

ふくおかレインボーホットライン(専門相談員)
090-7493-3487
(毎月第1・3火 17:00～21:00)

DV相談

DV相談^{プラス}
0120-279-889
(24時間受付)

福岡県配偶者からの暴力相談電話(夜間・休日)
663-8724
(平日17:00～24:00 土日祝9:00～24:00/年末年始除く)

ちくし女性ホットライン 513-7335
(月水～金12:00～19:00 土10:00～17:00/祝日・年末年始除く)

春日警察署生活安全課 580-0110
(代表24時間)※緊急の場合は110番

デートDV110番 050-3204-0404
(月～土19:00～21:00/年末年始除く)

性暴力相談

性暴力被害者支援センター・ふくおか
409-8100
(24時間365日対応)

女性の悩み全般/男性の悩み全般

福岡県あすなろ相談ホットライン
584-1266
(火～日、月(祝日のみ)9:00～16:30 ※年末年始・8/13～15除く/
金曜のみ18:00～20:30も相談可 ※祝日除く)

男性のための電話相談 584-4977
(第1・3土14:00～16:00 第2・4金18:00～20:30/
祝日・年末年始・8/13～15除く)

生きづらさ相談

福岡いのちの電話 741-4343
(24時間365日対応)

生きづらびっと(LINE相談)
(8:00～22:30 ※受付は22時まで)

